

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所介護休暇に関する規程

平成17年4月1日

17規程第32号

改正 平成27年4月1日27規程第84号

改正 令和4年5月18日4規程第12号

(総則)

第1条 介護休暇に関する取扱いについては、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所職員就業規則(平成17年17規程第2号。以下「職員就業規則」という。)第27条及び労使協定に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(介護休暇の請求ができない職員)

第2条 介護休暇の請求ができない職員(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(以下「研究所」という。)と雇用関係にある者をいう。以下同じ。)は、次に掲げる職員とする。

(1) 削除

(2) 申出の日の翌日から6ヶ月以内に雇用関係が終了することが明らかな職員。

ただし、雇用期間が6ヶ月以内に満了する者であっても、引き続き雇用されることが見込まれる者は除く。

(3) 削除

(要介護者及び介護休暇の単位)

第3条 職員就業規則第27条第1項第3号の理事長が別に定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているものとする。

(1) 祖父母及び兄弟姉妹

(2) 父母の配偶者

(3) 配偶者の父母の配偶者

(4) 子の配偶者

(5) 配偶者の子

(6) 孫(その父母のいずれもが死亡している者に限る。)

2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

3 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ始業の時間から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

(介護休暇の承認)

第4条 理事長は、介護休暇の届出について、職員就業規則第27条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該届出に係る期間のうち業務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでな

い。

(介護休暇の届出)

第5条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ介護休暇簿(別紙様式)に記入して理事長に届出なければならない。

2 前項の場合において、職員就業規則第27条第1項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して届出なければならない。

(介護休暇の承認の決定等)

第6条 前条第1項の届出があった場合においては、理事長は速やかに承認するかどうかを決定し、当該届出を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、同項の届出があった場合において、当該届出に係る期間のうちに当該届出があった日から起算して1週間を経過する日(以下この項において「1週間経過日」という。)後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうか決定することができる。

2 理事長は、介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(介護休暇中の社会保険料の取扱い)

第7条 介護休暇により給与が支払われない月における社会保険料の被保険者負担分は、毎月研究所が職員に請求するものとし、職員は研究所が指定する日までに支払うものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 職員は、介護休暇を理由として、不利益な取扱いを受けない。

附 則 (平成17年4月1日17規程第32号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日27規程第84号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月18日4規程第12号)

この規程は、令和4年4月1日より施行する。